

電気用品の技術基準省令の改正(性能規定化)について

電気用品安全法において、技術の進歩や新製品の開発に柔軟に対応できるようにするため、品目毎に技術基準を詳細に定める現行の仕様規定を改め、電気用品の安全に必要な性能を定めた性能規定とする改正を行った(7月1日公布、平成26年1月1日施行)。この改正により、材料の規格、数値等の詳細については、事業者自らが技術基準への適合性を判断できる仕組みとなる。

1. 背景

現行の電気用品安全法に基づく安全規制の体系は、国が品目毎に寸法、形状などの詳細を定める、いわゆる「仕様規定」であり、柔軟性に欠けることから、日々進化する技術・新製品や、国際的な規制動向等に対して、迅速に対応できない面が近年顕著となってきた。

2. 技術基準の性能規定化

- (1) 上記の課題へ対応するため、今般、電気用品安全法の技術基準省令を「性能規定化」する改正を行った。改正省令では、現行の技術基準が求める安全性能を整理し、右図のとおり、安全保安上不可欠な性能に限定し、一般要求事項及び危険源に対する保護を定めるものとした。
- (2) 本改正により、事業者は、所定の安全性能を満たせば足りることになるため設計の自由度が大きくなり、迅速かつ確かな商品開発が可能となる。
- (3) 一方で、新製品の開発にあたっては十分なりスクアセスメントを実施することや、既存製品であっても事故等の問題が起きた場合の再発防止策を安全原則に基づき検討するなど、自己責任の重要性がますます高まる。
- (4) なお、事業者が性能規定化された技術基準を満たす目安として、当分の間従来の「仕様規定」を国が示すこととするが、今後は、世界市場を視野に入れた商品開発・流通を促すため、最新の技術や国際的な規制動向を反映して弾力的に改訂されるJIS等公的規格を積極的に活用していく。

3. 今後の課題

- (1) 「安全4項目」の追加検討
今回の改正で見送ったISO、IECで要求する 光・音響の危害防止、組込みソフトの安全性、電磁的妨害となる放射の制限、生物学的ハザードについて、対応する規格の整備状況などを踏まえ省令への追加を今後検討。
- (2) 品目指定について「大括り化」の検討
電安法の規制対象品目について、過度に細分化されたものもあれば、本来対象であるべきものであっても対象となっていないものもあるなど品目の指定ぶりの課題への対応として、品目指定の大括り化を今後検討。

性能規定化技術基準の概要

1章 総則 (第1条)

この省令は、電気用品安全法第8条第1項に規定する経済産業省令で定める技術上の基準を定めるものとする。

2章 一般要求事項 (第2条-第6条)

安全原則
設計における安全機能の確保
供用期間中における安全機能の維持
使用者及び場所を考慮した安全設計
適切な耐熱性、絶縁等を有する部品及び材料の使用

3章 危険源に対する保護 (第7条-第17条)

感電に対する保護
絶縁性能の保持
火災の危険源から保護
火傷の防止
機械的危険源による危害の防止
化学的危険源による危害又は損傷の防止
電気用品から発せられる電磁波による危害の防止
使用方法を考慮した安全設計
始動、再始動及び停止による危害の防止
保護協調及び組合せ
電磁的妨害に対する耐性

4章 雑音の強さ (第18条)

放送受信等に障害を及ぼす雑音の発生防止

5章 表示等 (第19条-第20条)

安全上必要な情報及び使用の注意表示
長期使用製品安全表示制度による表示

JIS等公的規格の活用と整合規格の整備

性能規定化された技術基準体系においては、事業者における技術基準適合確認の便を図るため、JIS等公的規格を積極的に取込み、性能規定の要求事項を具体化した「整合規格」として整備を進めていく。

JISは定期的に見直しを実施しており国際規格(ISO/IEC)をベースとしたものも多いため、仕様規定として取込むことによって、今後、迅速に最新の技術や国際的な規制動向等を電安法の技術基準に反映させることが可能となる。

1. JIS等公的規格の活用

- (1) IEC等の国際規格を日本国内で採用するには、言語の違いに加え、電圧・使用実態の国内外での差を反映させる必要があることから、多くの場合、一旦、JIS等公的規格に取込んでいる。
- (2) こうした国際規格を反映させたJIS等公的規格を、整合規格として積極的に採用していくという、一種の技術基準の「オープン化」により、今後、迅速に最新の国際的な技術動向を電安法に反映させていくことが可能となる。
- (3) また、最新の技術や製品を反映させたJIS等公的規格を整合規格として整備することによって、我が国発の国際規格を提案するための足がかりとしての役割も期待できる。

2. 技術基準適合のための2つのルート

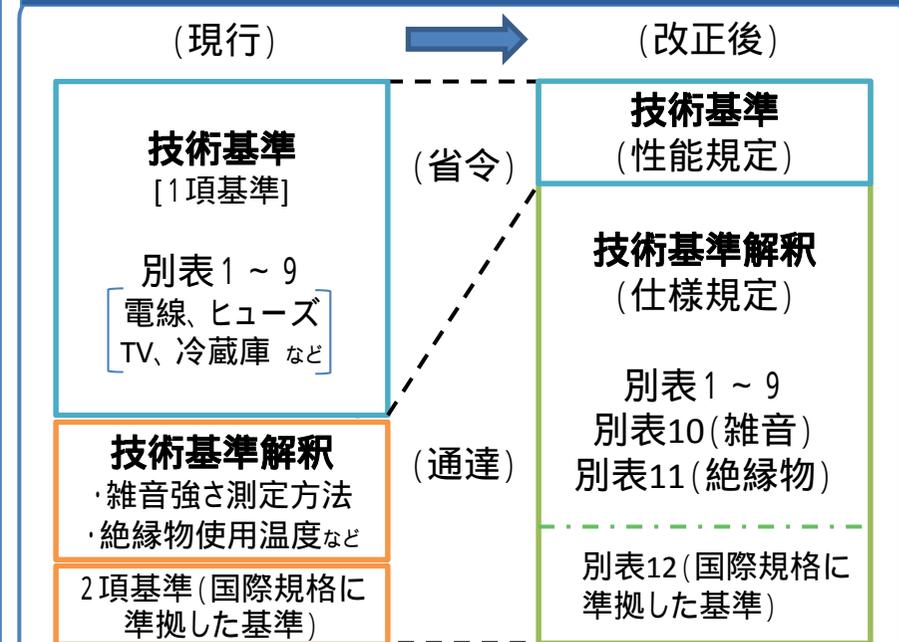
- (1) 自己適合証明
事業者自らが客観的データ等に基づいて技術基準への適合性確認を行うもの。設計毎に要求性能を満足していることの確認が必要となる。
- (2) 整合規格
電気用品の寸法、形状、試験方法等を規定したJIS等公的規格が、電安法の求める技術基準を満たしている場合は、性能規定の要求事項を満たした「整合規格」として認めることとする。
事業者は、整合規格への適合性の確認によって、技術基準への適合を確認できる。



整合規格の整備



改正後の技術基準体系の概要



なお、現行の仕様規定は解釈通達に移行され、整合規格が整備されるまでの間、技術的要件を満たす具体的な例として示されるため、今回の改正の前後において、技術基準体系として要求事項に大きな変更はない。

電気用品整合規格検討ワーキング・グループの設置

整合規格の候補であるJIS等公的規格(整合規格原案)は、主に民間において原案作成が行われている。

民間からの提案を受けた整合規格原案が、電安法の技術基準を満たしていることを確認するための体制整備のため、整合規格原案について総合的な観点から評価を行う電気用品整合規格検討ワーキング・グループ(WG)を設置する。

1. 整合規格原案の適合性を確認する体制について

民間等が作成し提案する整合規格原案は、審査手順及び審査基準に基づいて国が審査を行い、電安法の技術基準を満たしていることを確認された場合は、これを整合規格として公表する。

(1) 整合規格原案の提案者

整合規格原案を国に提案する者は、審査基準が求める公平性、公開性等を備えた機関とし、規格策定プロセスの公平性・公開性や、原案の提案及び審査に必要な要件を整える役割を担うものとする。

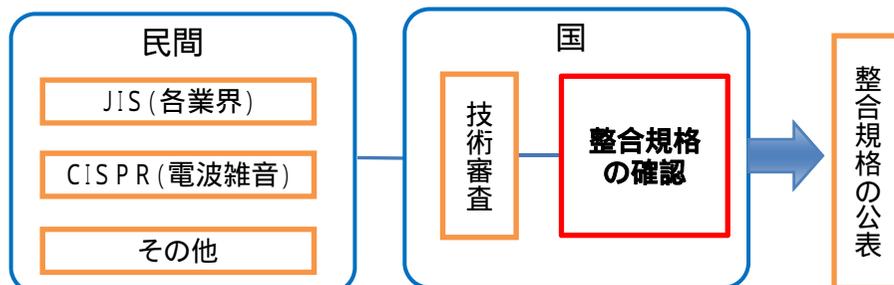
(2) 整合規格原案の技術審査

整合規格原案の提案を受けた場合は、国において技術的な審査を実施するが、この審査にあたっては、高度な専門的な知見等が必要となる。

このため、電気用品等の事故について体系的な分析を行い事故の未然防止に向けた重要な役割を果たしてきた実績を有するNITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)に依頼し審査を行う。

(3) 整合規格原案の確認

NITEにおける技術審査の結果を踏まえ、整合規格原案を総合的な観点から評価するワーキング・グループ(電気用品整合規格検討WG)を設置する。

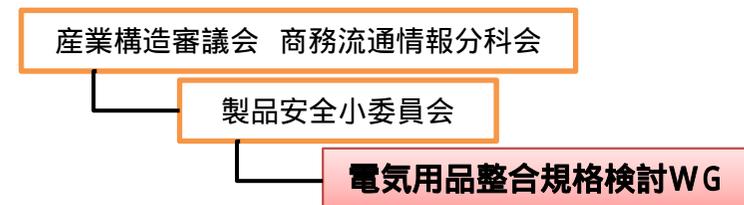


整合規格原案の確認のための体制のイメージ

2. 電気用品整合規格検討WGの設置について

整合規格原案の審議を行う電気用品整合規格検討WGを製品安全小委員会の下に設置する。

(1) 組織構成



(2) WGメンバー

次のような分野の代表・専門家(10名前後)で構成

- 電気用品の各分野
(設備、回転機、絶縁、自動制御、電気製品など)
- IECやISOなどの国際標準化
- 電気製品の認定認証
- リスク・アセスメント
- EMC
- 消費者

(3) 審議スケジュール等

- 平成26年1月 第1回WGを開催(予定)
- 平成26年度以降、定期的な開催(年に2~3回)を予定